

# 「パーカスジャパン旅行積立」約款

## 第1条（約款の適用範囲）

- 株式会社パーカスジャパン（以下、「当社」といいます。）がお客様との間で締結する代金分割前払い方式による当社発行の旅行券購入契約（以下、「パーカスジャパン旅行積立」契約といいます。）はこの約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社がお客様との間で書面によりこの約款の定めと異なる特約を結んだ時は前項の規定にかかわらずその特約が優先します。

## 第2条（利用目的）

個人、グループもしくは法人でお申し込みいただく「パーカスジャパン旅行積立」契約は、個人旅行、グループ旅行、社員旅行、研修旅行等のための積み立てを目的といたします。

## 第3条（「パーカスジャパン旅行積立」契約の定義及び種類）

- この約款で「パーカスジャパン旅行積立」契約とは、当社発行の旅行券の購入にあたりその代金を分割前払いする事をいい、その種類は次に掲げるものをいいます。  
【毎月払いコース】  
旅行券代金を毎月均等分割して、お客様指定の金融機関口座から自動引き落としてお支払いいただくコースです。毎月の積立は2,000円以上で、積立回数は12・24・36回の3通りとなります（分割してお支払いいただく旅行券代金を以下、「分割払金」といいます。）。
- 「パーカスジャパン旅行積立」契約において、満期旅行券額は1千円単位と1万円単位の2種類とし、その下限を10万円とします。但し、当社が認めたものはこの限りではありません。

## 第4条（契約のお申し込み）

- 当社に「パーカスジャパン旅行積立」契約のお申し込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、店頭受取又は郵送によりに当社に提出していただきます。
- 「パーカスジャパン旅行積立」契約のお申し込みの受け付けは、日本国内に在住し、日本国内の金融機関をご利用の方に限らせていただきます。

## 第5条（契約の成立）

「パーカスジャパン旅行積立」契約は、当社が前条の申込書を受理した後、当社が承認した時に成立します。但し、口座振替依頼書に不備等の理由により口座振替手続きが完了しない場合は、この限りではありません。

## 第6条（クーリングオフ制度）

- お客様が、当社以外で「パーカスジャパン旅行積立」契約を申し込まれた場合、又は「パーカスジャパン旅行積立」契約を締結された場合は、お申し込みの日を含めて8日間（以下、「クーリングオフ期間」といいます。）は当該契約の申し込みの撤回又は当該契約の解除（以下両者をあわせて「申し込みの撤回等」といいます。）をそれぞれ書面により行うことができます。
- 前項の申し込みの撤回等の意思表示をしようとするお客様は、クーリング期間内に所定の契約変更届に必要事項を記入し、申込書に押印された印と同一の印を押して当社宛提出して下さい。この場合契約変更届を当社が受領し、承認した時に申し込みの撤回等の効力が生じます。
- 第1項の申し込みの撤回などの意思表示を郵便等の方法でしようとするお客様は、お客様の住所・氏名及び当該契約の申し込みの撤回等を行う旨を明記し、申込書に押印された印と同一の印を押した書面を当社宛に、クーリングオフ期間内に書留郵便で発送してください。この場合は、その書留郵便に付された消印日で当社が受領し、承認した時に申し込みの撤回等の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日がクーリングオフ期間を超過している場合、当社は当該書面を受理しません。
- 当社は第1項の規定に基づいて申し込みの撤回等が行われた場合に、お客様からすでに旅行券代金の一部又は全部のお支払いを受けている時は、お支払いを受けた金額全額を遅滞なくお客様指定の金融機関口座へ振込にて払い戻しいたします。この際、お振込みにかかる費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合の返金には本約款に規定するサービス額を付しません。

## 第7条（旅行券代金等）

- 旅行券代金は、お客様の希望する満期旅行券額より、あらかじめ当社の定めた率に応じたサービス額（以下、「サービス額」といいます。）を割り引いた金額とします。
- 毎月払いコースを選択されたお客様は指定された分割払金を、申込書においてお客様が指定した金融機関口座から当社が指定した支払日に預・貯金口座自動振替の方法によりお支払いいただきます。この場合、お客様の預・貯金通帳に記載された記録をもって、旅行券代金の領収書に代えさせていただきます。
- 当社が指定する最初の支払日は、第5条に規定する契約の成立が毎月10日までになされた場合には、特段の事情がない限り翌月の26日となり、毎月11日以降月末までになされた場合には申込日の翌々月の26日になります。
- 旅行券は第6条第4項及び第11条第1項による以外は、現金による払い戻しはいたしません。

## 第8条（分割払金遅滞の場合の措置）

お客様の指定した預・貯金口座から、お支払日に資金不足等の理由により分割払金の引き落としができない時は、当社が指定した金融機関口座に当社が指定する支払日までにお客様がお振込をするか、翌月のお支払日に前回の未払いの分割払金をあわせて引き落としをすることで、未払いの分割払金の消化を行います。この際、積立期間の延長はございません。

## 第9条（旅行券のお引き渡し）

- 当社は、お客様が第7条第1項及び第2項の定めに従い旅行券代金全額のお支払いを完了された場合は、分割払金の最終支払日の翌月から起算して30日以内の当社が指定する日以降に、お客様の申し込まれた旅行券を当社からお客様へ送付の方法によりお引き渡しいたします。
- 旅行券の引き渡しに際して当社は第3条の規定に従い、当社に提出された申込書に記載されたお客様のご連絡先住所宛に、旅行券を付与するものとします。なお、旅行券の送付先は日本国内に限ります。
- お引き渡しする旅行券種（1千円券又は1万円券）の内訳は、お客様より預めご希望を伺いますが、当社の定める所定の期日までにお客様からの通知がない場合は、当社が定めるものとします。
- 当社が前項の定めによりお客様に送付した旅行券が、お客様が当社への住所変更通知を怠る等、当社の責めに帰すことのできない事由により到着しなかった場合、当社は旅行券の引き渡しの責めを免れます。また、お客様の責めに帰すことのできない事由により旅行券が到着しなかった場合でも、発送日より5年を経過してもお客様から連絡がない時は、当社は旅行券の引き渡しの責めを免れます。
- 当社が第2項に基づき送付した旅行券につき、当社の責めに帰すことのできない事由により、お客様に受領されない場合、当社はお客様のお申し出があるまで、当該旅行券を保管いたします。但し、当該旅行券の当初の発送日から5年を経過してもなお、お客様からのお申し出のない時は、当社は当該旅行券の引き渡しの責めを免れます。

## 第10条（契約の変更）

- お客様は、「パーカスジャパン旅行積立」契約の変更について、当社に申し込まれた旅行券の券面額を別表にしたがって金額を減額することにより、いつでも分割払金の支払いを中止して当該旅行券を引き取ることができます。
- 前項の契約変更の申し入れは、当社所定の契約変更届に変更事項を記入のうえ、申込書に押印された印と同一の印を押印して、店頭受取又は郵送にて当社に提出していただきます。なお、毎月払いコースにおいて本条に基づき契約内容が変更された場合、事務手続きの都合上、「パーカスジャパン旅行積立」契約の変更後にお支払いが予定されていた分割払金が指定口座から引き落とされることがあります。この場合、当社は当該金額を引落のあった日から30日以内に、該当金額から諸費用を差し引いた金額を指定口座へ振込により返金いたします。なお、かかる返金額にサービス額は付されません。
- 前項の旅行券引き渡しには、第9条の規定を準用いたします。
- 当社は前項の定めに従い旅行券をお引き渡しする際に、「パーカスジャパン旅行積立」契約に基づくものであるか否かにかかわらず、お客様に当社に対する何らかの未払債務のある時は、当該未払債務の支払期限到来の有無にかかわらず、お客様に引き渡すべき旅行券総額と当該未払債務とを対等額にて相殺し、その残高相当分についてのみ、旅行券をお引き渡しすることができます。
- 第1項で定める場合を除いては、お客様は「パーカスジャパン旅行積立」契約において定めた購入旅行券の券面額、旅行券代金、分割払金の額分割払金の支払期間を変更することはできません。

## 第11条（契約の解除）

- お客様は、当社の責めに帰すべき事由により申し込まれた旅行券のお引き渡しができなくなつた時は、当該「パーカスジャパン旅行積立」契約を解除することができます。この場合当社は、お客様がそれまでに支払った分割払金の総額と各分割払金に対して各支払われた日から支払日までの間にについて商事法定利率（現行：年6%）を乗じて算出した金額の合計額を、お客様指定の金融機関口座に振込にて払い戻します。
- 当社は、お客様が分割払金のお支払いを遅滞された場合は、お支払いを書面で勧告の上、なお一定期間内に分割払金のお支払いがなかつた時には当該「パーカスジャパン旅行積立」契約を解除することができます。この場合、お客様は当社との間で、それまでにお支払いいただいた分割払金の合計額を旅行券代金とし、別表にしたがって算出される券面額の旅行券の購入契約を新たに締結したものとみなし、お支払いいただいた分割払金の全額をこの新たな旅行券購入契約の代金に充当させていただきます。この場合に、旅行券はお客様に解除の通告を発送した日から30日以内の当社が指定する日以降に、当社からお客様へ送付の方法によりお引き渡しいたします。
- 前項の旅行券に引き渡しには、第9条第2項を準用いたします。

## 第12条（切り捨て計算）

当社は第10条第1項及び第11条第1項から第2項の定めに従い、別表に従って旅行券金額等を算出する場合、1,000円未満の金額については切り捨て計算をいたします。1,000円未満切り捨ての結果、契約の変更・解除の場合に券面額がすでにお支払いいただいた総額を下まわることがあります。

#### 第13条（申込書記載事項の変更）

- お客様は、当社に提出した第4条に規定する申込書に記載した氏名、住所、電話番号、振替口座等に変更があった時は、直ちに所定の変更届出書に変更事項を記入の上、当社に通知しなければなりません。お客様が申込書記載事項変更の通知を怠ったことに起因してお客様に不利益が生じたとしても当社は一切の責任を負いません。
- お客様が氏名又は住所を変更した場合に前項の通知をしなかつた時は、お客様が申込書、変更届出書等に記載された最も新しい氏名、住所宛に発したそれらの通知及び送付書類その他のものが通常到着するべき時にお客様に到達したものとみなします。

#### 第14条（権利譲渡の禁止）

「バーバスジャパン旅行積立」契約に基づき、お客様が取得する当社に対する権利は、譲渡、質入れ等の処分をすることができません。

#### 第15条（旅行券の効力等）

- お客様が「バーバスジャパン旅行積立」契約に基づき購入された旅行券は、一部の商品を除き当社取扱商品についてその券面額に相当する現金の支払いと同様にご利用いただけます。ご利用いただけない商品等旅行券の取り扱いについては当社旅行券取り扱い条件によります。
- お客様が「バーバスジャパン旅行積立」契約にお申込みいただいた時点において当社が取扱いしていた商品について、その後当社の都合によりお客様に通知することなく変更する場合があります。
- 旅行券利用によるご旅行がお取り消しになった場合、旅行券にてお支払いいただいた金額については、取消料等の費用を差し引いた金額を旅行券にてお返しいたします。
- 旅行券の利用有効期間は、満期日より5年間とします。

#### 第16条（個人情報の保護と利用）

- お客様は「バーバスジャパン旅行積立」契約お申し込み時又は第13条第1項に基づく届出時に、当社に提出又はインターネットを通じて送信した個人情報（申込時及び届出時にお客様が記入又は入力する属性等の情報をいい、以下同様とします。）の収集、利用又は提出に関し、以下の各号に同意するものとします。
  - 当社が取引上の判断に基づき、収集し利用する事。
  - 当社及び当社の委託した第三者が、「バーバスジャパン旅行積立」契約に基づく業務処理のために利用する事。
  - 当社がお客様に宣伝広告物の送付等の営業のご案内するために利用する事。
- 当社は、お客様の個人情報を注意して取扱い、その保護に努めます。
- 前各項のほか、お客様の個人情報の取扱いに関しては、当社のプライバシーポリシーの定めに従うものとします。

#### 第17条（業務委託）

当社は、「バーバスジャパン旅行積立」契約における預・貯金口座自動振替に関わる業務の全部又は一部を、下記に委託します。

【委託業者名とその住所】みずほファクター株式会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング

#### 第18条（合意管轄裁判所）

当社とお客様は、「バーバスジャパン旅行積立」契約について訴訟の必要が生じた時は、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第19条（約款の改定）

この約款は、お客様の個別の承諾を得る事なく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改定する事があります。変更の告知後に、お客様が「バーバスジャパン旅行積立」契約に基づくお支払いをされた場合又は、旅行券にて当社所定の取扱商品を購入された場合は、改定に同意されたものとみなします。

#### 附 則

本約款は平成29年3月1日より効力を発します。

#### 別 表

第9条第1項及び第10条第1項の規定により旅行券の金額を算出する場合、旅行券金額はすでにお支払いいただいている分割払金総額にお支払い期間又は預入期間に応じて下記係数を乗じて算出した金額（1,000円未満は切り捨て）といたします。なお、お支払い済み月数又は預入月数が12ヶ月未満の場合は、サービス額はつきません。

支払方法／回数・期間	1~11	12~23	24~35
毎月払いコース	1.00	1.01	1.02